

こども じさつ お はいけいちょうさ ちょうさ
「子供の自殺が起きたときの背景調査」とはどのような調査なのか

はいけいちょうさ
背景調査には、「基本調査」と「詳細調査」があります。

じどうせいと じさつ じさつ うたが お
もしも、児童生徒の自殺や自殺が疑われることが起きたときに、教育委員会や学校は、
もんぶかがくしょう さくせい しん もと ちょうさ おこな
文部科学省が作成した指針に基づいて調査を行うこととしています。

きほんちょうさ
基本調査とは

じさつ じさつ うたが しぼうじあん すべ
自殺や自殺が疑われる死亡事案の全てに
はっせいご おこな ちょうさ
ついて、発生後すぐに行う調査です。



しょうさいちょうさ
詳細調査とは

きほんちょうさ けっか ひつよう はんだん
基本調査の結果をもとに、必要と判断した
とき、せんもんか くわ そしきちょうさ おこな
る、より詳しい調査です。



はいけいちょうさ もくてき
背景調査の目的

はいけいちょうさ もくてき いっぱんてき つぎ よつ
背景調査の目的は、**一般的には次の四つ**です。

1 せんせいたち じじつ む あ がっこうぜんたい おな にど お
先生達が事実に向き合い、学校全体で同じようなことが二度と起こらないよう
ぼうし と く こんご がっこう じさつぼうし い
防止に取り組むとともに、今後の学校での**自殺防止に活かす**ため



2 いぞく じじつ む あ きぼう こた
遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため



3 しゅうい じどうせいと ほごしゃ じじつ む あ きぼう こた
周囲の児童生徒と保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため



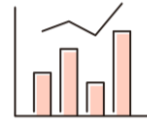
4 じどうせいと じさつたいさく しゃかいぜんたい と く さんこう
児童生徒の自殺対策に**社会全体で取り組むための参考**とするため



こども じさつ お はいけいちょうさ しんかいていあん がいよう
子供の自殺が起きたときの背景調査の指針改訂案(概要)

かいてい けいい
改訂の経緯

しょうちゅうこうせい じさつしゃすう れいわ ねん くに
小中高生の自殺者数は令和6年に529人と
かこさいた こうしん
過去最多を更新

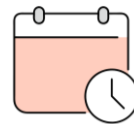


いっぽう はいけいちょうさ
一方で、背景調査については

- 調査について遺族への説明が不十分で、調査期間が長くなってしまっている
- 調査における共通様式が決まっていないことから、調査内容にばらつきがある
- 詳細調査に移行した件数が、全体の約1割である(令和6年度) などの課題が指摘されていた



ぜんかい かいてい へいせい ねん がつ
さらに、前回の改訂(平成26年7月)から
ねんいじょう けいか
10年以上が経過



ふ
これらを踏まえて
はいけいちょうさ ししん かいてい
背景調査の指針を改訂



こども じさつ お はいけいちょうさ しんかいていあん がいよう
子供の自殺が起きたときの背景調査の指針改訂案(概要)

かいてい
改訂のポイント

はいけいちょうさ ないようなど せつめい ようしき さくせい いぞく たい せつめい かくじつ
背景調査の内容等を説明する様式を作成し、遺族に対する説明を確実にできるようにする。



だい しょう
第1章

はいけいちょうさ すす がっこうせっちしゃ がっこうなど ふだん そな
背景調査をスムーズに進められるよう、学校設置者や学校等において普段から備えておくべき組織体制の整備等について記載する。



だい しょう
第2・3章

きほんちょうさ ようしき さくせい きほんちょうさ しょうさいちょうさ ちょうさ
基本調査のための様式を作成するなど、基本調査と詳細調査それぞれの調査すべき事項を整理し、調査内容のばらつきを防ぐ。
また、今後の自殺予防のため、文部科学省に様式・報告書を共有することを記載する。



だい しょう
第3章

いぞく かんが かくにん ようしき さくせい いぞく きぼう ばあい かくじつ
遺族の考えを確認するための様式を作成するなど、遺族の希望がある場合、確実に詳細調査が実施できるようにする。



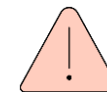
だい しょう
第4章

きょうしよくいん たいばつ ふてきせつ しどうなど じさつ はいけい うたが ばあい とく ちょうさそしき
教職員による体罰・不適切な指導等が自殺の背景に疑われる場合、特に調査組織の公平性・中立性を確保した上で調査を実施する必要性が高いため、第三者委員会による詳細調査の実施を検討することを記載する。



だい しょう
第5章

ぼうしたいさくすいしんぼう もと じゅうだいたいちょうさ かんけいせい せいり はいけいちょうさ
いじめ防止対策推進法に基づくいじめの重大事態調査との関係性を整理し、背景調査からいじめの重大事態調査に移行する際の注意点や求められる対応を記載する。



だい しょう
第6章